

都市計画施設等の区域内で建築等をされる方へ

■都市計画施設等とは

都市計画施設等とは、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域のことで、この区域内に建築物を建築する際には、許可を受ける必要があります。

■許可が必要な行為

- ・都市計画施設等の区域内での建築物の建築
（建築物の建築を行おうとする敷地の一部が都市施設内に入る場合は、事前に都市計画課まで相談及び、都市計画施設境界の線引きを行ってください。）

■許可の基準

- ・階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

■許可申請について

許可申請書に必要な事項を記入のうえ添付図面をつけて、都市計画課まで正、副各1部を提出してください。

○申請にあたり必要な書類・図面

- ・許可申請書
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・各階平面図
- ・2面以上の断面図

問合せ先 別府市建設部都市政策課
都市計画係
TEL (0977) 21-1111 (内線 3401)
直通 (0977) 21-1471